

## 県指定文化財の現状変更等許可の状況について

令和7年11月1日～令和8年1月31日の間に、現状変更等許可申請書を収受した県指定史跡・名勝江ノ島ほか9件について、次の表記載の理由から条件を付して許可しましたので、報告します。（実施場所等の詳細は別紙参照）

項番	文化財の名称 及び申請者等	現状変更 申請の内容	許可日・ 予定期間	【許可理由】及び【許可条件】
1	<b>史跡</b> <b>河村城跡</b> (対象地) 足柄上郡山北町 山北字城山2173番 外 (所有者) 山北町 (申請者) (一社)かながわ福祉 居住推進機構 理事長 瀬戸 恒彦	ロープ柵 (馬場) 設置	(許可日) R7. 11. 10  (予定期間) R7. 12. 17 ～ R7. 12. 25	<b>【許可理由】</b> 大庭郭において、県指定無形民俗文化財「室生神社の流鏝馬」の公開事業に伴い設置し、事業実施後に撤去するもので、ロープ柵は、径約8cm、長さ120cmの丸太杭を3m間隔、地表下約20cmの深さまで地中に打設するが、設置場所は現地表面から遺構面まで50cmの保護層が確保され設置も一時的であることから、遺構、景観への影響は軽微であると考えられる。  <b>【許可条件】</b> 施工にあたっては、山北町教育委員会職員(史跡担当)が立ち会うこと。
2	<b>史跡</b> <b>早川城跡</b> (対象地) 綾瀬市早川城山 三丁目4番1 (所有者) 綾瀬市 (申請者) 綾瀬市長	木道等改修 工事	(許可日) R7. 11. 12  (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	<b>【許可理由】</b> 木道が腐朽しているため改修工事を行うもので、部材交換に伴い幅70cm、地表下約83cmの掘削を行うが、既存木道の設置時の掘削範囲内に収まるため、地下遺構への影響はなく、景観についても交換部材は同色を用い、規模等の変更も伴わないことから、影響は軽微であると考えられる。  <b>【許可条件】</b> 施工にあたっては、綾瀬市職員(埋蔵文化財担当)が立ち会うこと。
3	<b>史跡・名勝</b> <b>江ノ島</b> (対象地) 藤沢市江の島一丁 目216番2 (所有者) 神奈川県知事 (申請者) 江ノ島電鉄株式会 社代表取締役社長	駐車場整備	(許可日) R7. 11. 19  (予定期間) 許可日 ～ R8. 11. 30	<b>【許可理由】</b> 既設駐車場の事業者変更に伴い、新たに駐車場関連機器を設置するもので、埋立地に設置するため地下遺構への影響はなく、機器のデザインや色調もグレー基調の目立たないものであり、当該地の正式事業決定の際には全て撤去されることで、景観への影響も軽微であると判断される。  <b>【許可条件】</b> 施工時に藤沢市教育委員会職員(史跡・名勝担当)が立ち会うこと。

4	<b>史跡・名勝</b> <b>江ノ島</b> (対象地) 藤沢市江の島二丁目200番13 (所有者) 江ノ島電鉄株式会社代表取締役社長 (申請者) 同上	倉庫建設	(許可日) R8. 1. 6  (予定期間) 許可日 ～ R8. 2. 15	<b>【許可理由】</b> 既存店舗前に新規券売機を収納するための小規模倉庫を設置するもので、深さ17cmの掘削を伴うが、既存路盤内に納まることと、店舗前設置のため、地下遺構や景観への影響も軽微であると判断される。  <b>【許可条件】</b> 施工時に藤沢市教育委員会職員(埋蔵文化財担当)が立ち会うこと。
5	<b>史跡</b> <b>稲荷前古墳群</b> (対象地) 横浜市青葉区大場町156番10外 (所有者) 横浜市 (申請者) 横浜市長	樹木伐採・伐根、下草伐開	(許可日) R8. 1. 21  (予定期間) R8. 1. 28 ～ R8. 3. 31	<b>【許可理由】</b> 指定地内の北西斜面において、令和8(2026)年度以降に行う斜面对策工事に伴い、樹木の伐採・伐根・伐開を行うもので、伐採・伐開については、掘削を伴わないため、地下遺構への影響はない。 伐根については、各樹木の根の範囲に応じて周囲の最大直径約2m、最大掘削深度2mまでの掘削が想定されるが、地上高45m以上では、過去の史跡整備の際の試掘調査で古墳墳丘部及び周溝の分布が確認されていることから、実施はせず、地上高45m以下については実施するものの、過去の試掘調査や地形状況などから関連遺構が分布している可能性は極めて低いと考えられる。 このことから地下遺構への影響に配慮した計画であり、景観についても史跡の整備・維持管理上、必要な行為であると考えられる。  <b>【許可条件】</b> 施工にあたっては、横浜市教育委員会職員(埋蔵文化財担当)が立ち会うこと。
6	<b>天然記念物</b> <b>五霊神社の大イチョウとその周辺の樹木</b> (対象地) 逗子市沼間三丁目10番34号 (所有者) (宗)五霊神社 (申請者) (宗)五霊神社氏子会 総務担当	タブノキの伐採	(許可日) R7. 12. 3  (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	<b>【許可理由】</b> 枯死しているタブノキ1本が倒木する恐れがあり、周辺の安全管理上、伐採はやむを得ないと判断される。  <b>【許可条件】</b> 実施にあたっては、逗子市教育委員会職員(天然記念物担当)が立ち会うこと。

7	<b>天然記念物</b> <b>ギフチョウとその生息地</b> (対象地) 相模原市緑区牧野地内 (管理者) 相模原市 (申請者) 相模原市長	鹿食害防護柵 設置	(許可日) R7. 12. 8  (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	<b>【許可理由】</b> 天然記念物ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイに対する鹿の食害が顕著となったため、指定地内のカンアオイ植生地周辺に食害防護柵を設置することが必要と判断される。  <b>【許可条件】</b> 実施にあたっては、相模原市教育委員会職員(天然記念物担当)が立ち会うこと。
8	<b>天然記念物</b> <b>ギフチョウとその生息地</b> (対象地) 相模原市緑区牧野地内 (管理者) 相模原市 (申請者) カンアオイを守る会 代表	鹿食害防護柵 設置	(許可日) R7. 12. 9  (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 31	<b>【許可理由】</b> 天然記念物ギフチョウの幼虫の食草であるカンアオイに対する鹿の食害が顕著となったため、指定地内のカンアオイ植生地周辺に食害防護柵を設置することが必要と判断される。  <b>【許可条件】</b> 実施にあたっては、相模原市教育委員会職員(天然記念物担当)が立ち会うこと。
9	<b>天然記念物</b> <b>神奈川県立小田原高等学校の樹叢</b> (対象地) 小田原市城山三丁目26番1号 (所有者) 神奈川県 (申請者) 神奈川県立小田原高等学校 校長	支障木の枝打ち	(許可日) R7. 12. 19  (予定期間) 許可日 ～ R8. 2. 27	<b>【許可理由】</b> 枝葉が道路に延伸しているため枝打ちを行うもので、落枝により、隣接する道路の車の通行や民家に支障をきたす恐れがあり、安全管理・維持管理上、許可はやむを得ないと考えられる。  <b>【許可条件】</b> 施工にあたっては、小田原市職員(天然記念物担当)が立ち会うこと。
10	<b>天然記念物</b> <b>鶴巻の大樺</b> (対象地) 秦野市鶴巻南四丁目23番 (所有者) (宗)地神社 (申請者) 代表役員 永井 武義	軽減剪定	(許可日) R8. 2. 2  (予定期間) 許可日 ～ R8. 3. 15	<b>【許可理由】</b> 令和7年度に二度にわたり太枝が落枝したため、樹木全体の軽減化を目的とした枝打ちを行うもので、安全管理・維持管理上、許可はやむを得ないと考えられる。  <b>【許可条件】</b> 施工にあたっては、秦野市職員(天然記念物担当)の立会いを求める。